

水戸市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

令和2年3月31日

水戸市規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市動物の愛護及び管理に関する条例(令和元年水戸市条例第26号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(動物の所有者等の講ずる措置)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時に動物と滞在できる避難所(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項に規定する避難所をいう。第3号において同じ。)を確認しておくこと。
- (2) 動物のための運搬用の籠、餌その他の災害時における適正な飼養及び保管に必要な物資を備えておくこと。
- (3) 動物の種類に応じ、避難所での適正な飼養及び保管のためのしつけを行うこと。
- (4) 動物が特定動物(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第26条第1項に規定する特定動物をいう。)又は特定犬(条例第5条第4号に規定する特定犬をいう。以下同じ。)の場合は、災害時に適正な飼養及び保管を委託できる施設を定めておくこと。

(係留等の除外)

第3条 条例第5条第1号ウの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しに供する目的のため人畜に危害を加えるおそれのない場所又は方法で使用する場合
- (2) 所有者と居住を同一にすることを常態としている犬を人畜に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼養又は保管(以下「飼養等」という。)をする場合
- (3) 人が容易に抱えることのできる大きさの犬を人畜に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼養等をする場合
- (4) 愛玩の目的のため、生後90日以内の犬の飼養等をする場合

(特定犬)

第4条 条例第5条第4号の規則で定める犬は、次の各号のいずれかに該当する犬とする。

- (1) 秋田犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、紀州犬、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード又はアメリカン・スタッフォードシャー・テリアの犬種に属する犬
- (2) 体高が60センチメートル以上かつ体長が70センチメートル以上の犬
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定した犬

2 市長は、前項第3号の規定による指定をしたときは、当該犬の所有者に特定犬指定書(様式第1号)を交付するものとする。

(標識)

第5条 条例第5条第4号の規定による表示は、特定犬標識(様式第2号)により行わなければならない。

(多頭飼養の届出の適用除外)

第6条 条例第8条の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 試験研究又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬又は猫の飼養等を行う者
- (2) 自衛隊の施設等において当該施設等の警備の用に供するため犬又は猫の飼養等を行う者

(多頭飼養の届出)

第7条 条例第8条の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養届(様式第3号)に施設の配置図を添えて行わなければならない。

(多頭飼養の変更等の届出の適用除外)

第8条 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、飼養数(条例第8条に規定する飼養数をいう。以下同じ。)の減少又は30パーセント未満の増加とする。

(多頭飼養の変更等の届出)

第9条 条例第9条第1項又は第2項の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養変更(廃止)届(様式第4号)により行わなければならない。

(事故届)

第10条 条例第11条第1項の規定による届出は、事故届(様式第5号)により行わなければならない。ただし、軽微なものについては、電話その他の方法により行うことができる。

2 条例第11条第2項の規定による届出は、検診をした獣医師の診断書を提出する方法により行わなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第6号)とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

特定犬指定書

様

水戸市長

印

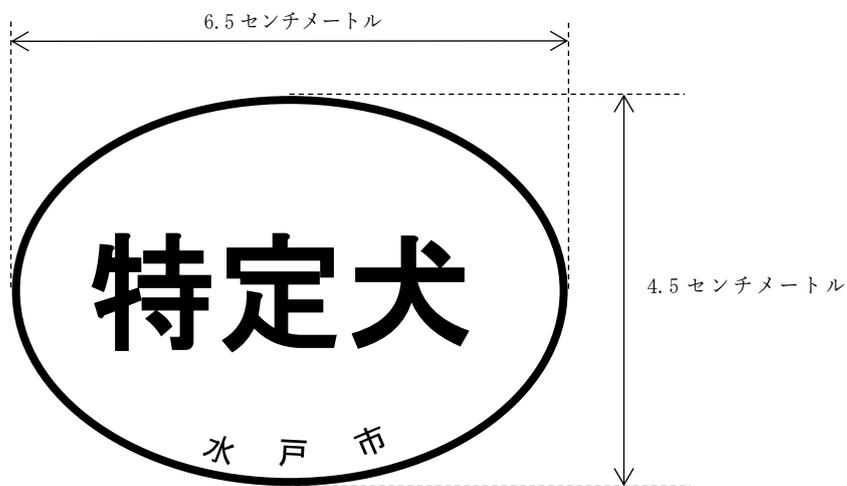
水戸市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第4条第1項第3号の規定により、下記の犬を特定犬として指定します。

記

所有者の氏名又は名称	
所有者の住所又は所在地	
犬 の 名	
生 年 月 日 (年 齡)	
性 別	
体 高	
体 長	
咬 傷 歴	

様式第2号（第5条関係）

特定犬標識



様式第3号（第7条関係）

犬又は猫の多頭飼養届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地
 氏名又は名称及び 印
 代表者の氏名
 （自署の場合は、押印を省略できます。）
 連絡先

一の飼養施設において飼養等を行う犬（猫）の数が10以上となったので、水戸市動物の愛護及び管理に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の所在地				
飼養等を行う 犬又は猫の合計の数		合計 頭		
犬の数 ※登録番号も明記すること	頭	登録番号		
猫の数		匹		
飼養の方法等	管理をする者の氏名			
	廃棄物の処理方法（該当するものを○で囲むこと。）	一般廃棄物として処理 ・ 焼却処理 ・ 埋却処理 その他（ ）		
	死体の処理方法（該当するものを○で囲むこと。）	一般廃棄物として処理 ・ 焼却処理 ・ 埋却処理 その他（ ）		
	周辺の生活環境を保全する方法			
施設の構造（該当するものを○で囲むこと。）		柵型 ・ おり型 ・ 網・鎖式 その他（ ）		

注 「周辺の生活環境を保全する方法」の欄には、鳴き声、臭気、毛の飛散等を防止し、及び軽減するための方法を具体的に記載すること。

様式第4号（第9条関係）

犬又は猫の多頭飼養変更（廃止）届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び 印
代表者の氏名
（自署の場合は、押印を省略できます。）
連絡先

犬（猫）の多頭飼養について変更（廃止）をしたので、水戸市動物の愛護及び管理に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により次のとおり届け出ます。

- 届出の種類 変更 ・ 廃止
- 多頭飼養の届出年月日 年 月 日
- 施設の所在地
- 変更（廃止）年月日 年 月 日
- 変更事項

変更事項 (該当するものを○ で囲むこと。)		氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地
変更内容	変更前	施設の所在地	飼養等を行う 犬又は猫の数	飼養の方法等
	変更後	施設の構造		

事 故 届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地
 氏名又は名称及び 印
 代表者の氏名
 （自署の場合は、押印を省略できます。）
 連 絡 先

飼養（保管）している犬が事故を起こしたので、水戸市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

事故を起こした犬	犬 の 名		性 別	
	生年月日 (年齢)		体格・特徴	
	登録番号	年度 第 号	予防注射	
事故時の 管理状況				
事故内容	発生日時		発生場所	
	原因及び 状況			
	危害の部位・程度		過去の加害の有無	
被害者	住 所			
	氏 名			
	年 齢		性 別	
備 考				

（表面）

身分証明書	
所属	
氏名	
生年月日	年 月 日生
上記の者は、水戸市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
	水戸市長 印

（裏面）

水戸市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）
（立入調査等）

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者等から必要な報告を求め、又はその職員に動物の飼養施設その他関係する場所（人の住居を除く。）に立ち入らせ、その飼養等の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。